

令和五年第十二回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和五年七月十一日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和五年第十二回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

傍聴者の皆様には、お手元の傍聴の心得に従って、円滑な議事運営に御協力をよろしくお願いいたします。

まず、次第の1、令和五年第十一次定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。澁澤委員と坂倉委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、事務局からの報告が六件ございます。

それでは、次第の3、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和六年度使用世田谷区立小学校教科用図書検討結果の報告について、本件に関して、佐々木教科書検討委員会委員長より御報告をお願いいたします。

○佐々木教科書検討委員会委員長 令和六年度使用世田谷区立小学校教科用図書につきましては、教科ごとに設置されました教科書調査研究委員会からの調査報告を受け、教科書検討委員会におきまして、学校関係者や保護者、社会教育関係者、地域住民の代表など様々な立場の委員の視点から、六月十九日、二十一日、計二回の検討を行ってまいりました。ここに検討結果がまとまりましたので、報告書をもって報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔佐々木教科書検討委員会委員長、報告書を提出〕

○渡部教育長 報告書を確認にお預かりいたします。

ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 検討委員会での御検討、御苦労さまでした。なお、検討委員会の先生方にどうぞよろしくとお伝えいただきませうようお願いいたします。ありがとうございます。

各教育委員におかれましては、引き続き採択までに、各教科書並びに本報告書の内容について十分御検討いただきますよう、お願いいたします。

佐々木委員長、御提言ありがとうございます。どうぞ御退室ください。
それでは、次に進みます。

(2) (仮称) 世田谷区教育振興基本計画の骨子 (案) について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、(仮称) 世田谷区教育振興基本計画の骨子 (案) について御説明いたします。

資料を御覧ください。まず、1の主旨でございますが、このたび計画の骨子案を取りまとめましたので、御報告するものでございます。

2の検討経過でございます。昨年度実施いたしました学識経験者を交えたアドバイザリー会議や教育振興基本計画策定委員会での意見などを踏まえまして、教育委員会事務局の管理職を構成員としました幹部会議におきまして、昨年八月からこの間、計画の骨子となります教育目標、基本方針等に関する検討を行ってまいりました。

3の子どもの意見聴取の実施でございます。計画の策定に当たり、当事者である児童・生徒の意見を参考にするため、昨年九月に実施しましたアンケートに加えまして、本年五月にはワークショップ「世田谷区の目指す教育について、みんなで考えてみよう!!」を実施いたしました。引き続き、九月に実施いたしますパブリックコメントにおきましても、子どもに分かりやすい内容と

するなど、子どもの意見聴取に努めてまいります。

次に、4の計画期間及び骨子案の内容でございます。計画期間につきましては、既に御報告しているとおり、令和六年度から令和十年度までの五年間となります。

続きまして、骨子（案）の内容につきまして御説明をいたします。資料の別紙1、骨子（案）概要版を御覧ください。初めに、教育振興基本計画の構成案についてでございます。資料右上のページ番号で三ページをお開きください。

第一章は、計画策定の基本的な考え方として整理をいたしました。まず、1として、第二次世田谷区教育ビジョンの振り返り、2として、教育振興基本計画の位置付け・構成、3として、子どもを中心とした教育への転換、そして、4の教育目標へとつながる考え方（共に学び、共に育つ上で大切にしたいこと）を踏まえまして、5の教育目標と基本方針を定める構成としております。この第一章までが本日御報告する計画の骨子部分となります。

また、第二章は、教育目標の実現に向けた個別具体の計画といたしまして、実施計画、行動計画でございますが、こちらを定めてまいります。第二章の実施計画（行動計画）を含めました計画の素案につきましては、八月の教育委員会にて御報告をさせていただき予定でございます。

続きまして、資料右上のページで、四ページを御覧ください。子どもを中心とした教育への転換及び教育目標へとつながる考え方でございます。

まず、子どもを中心とした教育への転換でございます。資料上段に記載の令和五年四月に施行されました子ども基本法第三条の基本理念ですとか、昨年度に実施しましたアドバイザリー会議での学識経験者の方の御意見なども踏まえまして、四つの視点、子どもの意見を尊重した施策の推進、子ども自身が表明した意見や考えが反映できる仕組みの整備、子どもの意見表明の場の確保や意見の反映に関する職員の意識醸成、最後に、こうした子どもを中心とした教育

について、子どもたちの学びや成長に関わる全ての関係者と共通理解を深めることへの取組み、以上を主な内容とした子どもを中心とした教育への転換の考え方を明確にいたしました。

続きまして、教育目標へとつながる考え方でございます。資料下段に記載してございますけれども、子どもも大人も一人ひとりが生涯にわたり、世田谷区が目指す教育の当事者として共に学び共に育つ上で大切にしたいこととしまして、まず、自己肯定感の向上の視点となります。自分のよさや可能性を信じる、二つ目としまして、共生社会実現の視点となります。違いを認め、思いやり、学び合う。こちらは昨年九月に区立小・中学校の児童・生徒を対象に実施したアンケートの実施結果も踏まえて設定をしております。そして、主体的な社会形成の参画の視点となります。社会の創り手として行動する。以上の三つを教育目標へとつながる考え方、共に学び共に育つ上で大切にしたいこととして整備をいたしました。

次に、五ページをお開きください。教育目標と基本方針でございます。まず、教育目標でございます。教育目標は、「幸せな未来をデザインし、創造するせたがやの教育」といたしました。子どもも大人も一人ひとりが学びの主体となり、自分の人生をデザインしながら自分らしく学ぶことが全ての学びの基盤となります。予測困難な時代においても、それぞれが思い描く未来を自分らしく生きるために、自らが課題に向き合い、判断して行動できますよう、「幸せな未来をデザインし、創造するせたがやの教育」を目標として掲げまして推進してまいります。

次に、基本方針でございます。基本方針は、教育目標の実現に向けてはもちろん、先ほど御説明いたしました共に学び共に育つ上で大切にしたい視点なども踏まえまして、四つといたしました。

まず、基本方針1でございます。「未来を切り拓く新しい知を創造する」で

ございます。続いて、基本方針2「自らの可能性を信じ、世界に視野を広げつながら」、基本方針3「多様性を尊重しながら自分らしく生きる」、最後に、基本方針4「生涯にわたつとともに学び成長し続ける」でございます。

それぞれの基本方針の背景ですとか考え方につきましては、概要版とともに、本日つけております骨子（案）本編にも記載してございます。教育目標及び基本方針につきましては、別紙2としておつけしております骨子（案）、資料右上のページ番号で申し上げますと一七ページからでございますが、こちらにも記載してございます。こちら併せて御覧いただきまして、本日、この骨子部分に対して御意見をいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

かがみ文、一ページにお戻りください。5の今後のスケジュールでございます。本日、御説明いたしました計画の骨子部分に個別具体の事業計画となります実施計画を加えました計画の素案を八月の教育委員会に御報告させていただく予定でございます。その後、区議会への報告や子どもも含めましたパブリックコメントなどを経まして、令和六年三月の策定を予定してございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

○濫澤委員 私は、この前の第二次教育ビジョンの作成のときから教育委員をやらせていただいて、私自身としては、とてもいい案が出てきたなというふうにはまず感じさせていただいております。

私は、今までの教育ビジョンと何が大きな違いかということを考えて、やはり子どもを学びの主体として考える、あるいは、子どもを教育の当事者として見るという部分の変化、違いというのが一番大きいのだろうなと思っております。今まで第二次教育ビジョンまでは、どちらかというと、大人が子どもにど

ういう教育を施したら子どもがより有益になるのか、そういう視点で教育の全体を捉えていたのを子どもを当事者の一人として一緒に考えていく、そのスタンスというのは、これから考えなければいけない先進的なスタンスだと私は思っています。

そもそも、子どもはまだ未発達の大人として捉えるのか、あるいは、子どもは生まれたときからその人なりの人格を持っていて、その人格をうまく外に出してあげるということが教育の目的なのか。エデュケーションという教育という言葉を翻訳した元を考えれば、その人のその人らしさを発揮するというのがエデュケーションという言葉になったというふうに思っておりますので、その意味では、本当に教育の基本的なものの考え方が原点に戻っているのだろうかという感じがいたしました。

その意味なのですが、特に四ページの子どもを中心とした教育への転換ということを見ると、子どもだけが中心で、今度は逆に大人は教育の主体ではないのかというふうに捉えられる。ただ、下の文章をよく読むと、子どもも、大人も学び合うというような表現になっていますので、多分、そういう趣旨ではないと思うのですが、表現として、子どもだけではなくて、それこそ、教育というものの、あるいは学びというものが大人、子どもの境目なく、また、それぞれの意見を尊重し合いながら、お互いがお互いを教え、お互いがお互いから学んでいくような好循環をつくっていくのだということが読み取れるような、つまり、先ほど言った第二次教育ビジョンとの一番の違いの部分を読んだ人がぱっと目で視覚的に受けられるような表現をぜひ考えていただけたらなと思っております。

○渡部教育長　それでは、ほかの教育委員の御意見も続けてお伺いしようと思
います。いかがでしょうか。

○坂倉委員　大変な取りまとめ作業、本当にありがとうございます。

大きく二つあるのですけれども、一つは今、澁澤委員もおっしゃった子どもを中心とした教育への転換というところで、これは大変すばらしいコンセプトではあるのですけれども、実際に記載しているところが、四ページの子どもを中心とした教育への転換の中の真ん中の四つの四角で、子どもの意見を取り入れるということを書いているのですね。意見を取り入れることはすごく大事なのですけれども、子どもを中心にする、イコール、意見を取り入れるというのではないのではないかと思えます。意見を取り入れるというのは、大人がいて、子どもがいてという上下関係の中で話を聞く、そういうふうに捉えてしまうので、意見を聞く場をつくることはすごく大事ですけれども、そもそも子どもを中心にするとはどういうことなのか、ここでもう少し理念を書いていただけるといいのではないかと思えました。子どもも、大人も一緒によい学びをつくり合う当事者、主体なのであるというようなことだったり、あるいは、大人は変わらなくてもよくて、子どもだけが変わるのではなくて、大人も、子どもも一緒になって現代の社会に対応していく、そういうものを目指すのであるといったことが書かれると、さらにここでの理念が伝わりやすくなるのではないかと思えました。

もう一点は、その次の五ページの基本方針四つも非常にまとまっていると思いますが、方針が二行書いてあって、少し複雑なので、もう少しシンプルになるといいのではないかと感じました。ここは世田谷区の教育はこの四つのことを成し遂げますよ、この四つをやりますというふうにしつかりと明言するところでもあると思いますので、よく見ると、この方針一個一個というのは、世田谷で育つ子はこういう人物になってほしいということが書かれていると思いますので、それがもつと分かるように、要は新しい知を創造できるような人に育ってほしいとか、実際に自分一人の成功ではなくて、社会とか地域、ひいては地球全体を一緒につくっていく市民に育ってほしい、とはいえ、自分らしさを

ちゃんと大事にして、多様性を受け入れて生きてほしい、生涯にわたっている人と一緒に学び続けてほしい、そういう人に育ってほしいみたいなすごく大事なことが掲げられていると思いますので、それぞれの施策に向けて、こういうことをやっていくのだということがより説明しやすいように整理できるといいのではないかと思います。

○渡部教育長 それでは、ほかの委員はいかがでしょうか。

○鈴木委員 まずは作成、ありがとうございます。先ほど坂倉委員からも出たように、この基本方針の四つだと全部縦割りのように見えるのですけれども、恐らく全部つながっているというように見ましたので、表現として非常に考え抜かれた言葉ではあると思うのですが、もう少しふんわりというか、全部つながりのあるような形、多分、坂倉委員はそういうことを言われたのかなと思つたので、そのような表現を考えて、表していただけるといいかと思つています。

全体的に、確かに今まで私たちは、子どものことを子どもの教育、子どもの教育と言っていましたけれど、保護者も、地域も含め、大人もみんな自己肯定感を高めていかなくてはいけない時代だと痛感しています。そのあたりもうまく取り入れて表現していただければと思っております。

○中村委員 今までの答申とか、そういうものの中によく出てきた資質・能力の育成とか、スキルの育成みたいなことがなくていいかと率直に思いました。人材育成型の教育というものに最近疑問を呈する文にも触れたりもしたのですけれども、単に企業の求める人材のために教育をやっているわけではないので、やはりこういう大きな視野で、教育基本法にあるように、人格の形成というのが最終目標ですので、このような理念で書かれるというのは私としては非常にいいと思います。

あと、ほかの点では、ほかの委員が申し述べていただいたので、その点についてでもまた検討を加えていただければと思います。よろしく願います。あ

りがとうございました。

○井上教育総務課長 ただいま各委員からいただいた御意見を十分踏まえまして、次の素案をお示しする段階で、様々な考え方の部分、表現の部分で修正を加えまして、また改めて御提示をしたいと思えます。基本的な方向性はこういう形で進めてよろしいというような部分も言っていたと思いますけれども、今の意見、様々な部分の表現でもう少し修正を加えまして、素案でお示しできればと考えてございます。ありがとうございます。

○澁澤委員 ぐっと小さいことになってというか、非常に大きいことなのかもしれないけれども、一つだけ。

五ページのところに世界に視野を広げるとい言葉があります。この世界というものの中に何が入っているかというところ、ほとんど人間だけだと思うのです。やはりこれからの子どもは、大人もそうなのですが、昨日までの異常気象とか、それから、多くの戦争ですとか天変地異、宗教の対立、食糧難などを考えると、次の世代の喫緊の社会課題というのは、まさに地球との共存だということです。世界との共存ではなくて、地球との共存です。ですから、細かい言葉ですけれども、その辺の言葉の使い回しもぜひお考えいただければありがたいなと思います。

○井上教育総務課長 ただいまの御意見も踏まえまして、表現のほうを検討させていただきます。ありがとうございます。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(3)令和四年度指定管理施設に係る事業報告について（文教常任委員会所管分）、本件に関して、齋藤中央図書館長より説明をお願いします。

○齋藤中央図書館長 それでは、令和四年度指定管理施設に係る事業報告について（文教常任委員会所管分）について御報告させていただきます。

資料を御覧ください。1の主旨でございますが、区では、世田谷区指定管理

者制度運用に係るガイドラインに基づき、指定管理者制度の透明性をより一層高めるため、毎年度、指定管理者より区に提出されている事業報告の内容を整理し、公表しております。令和四年度の事業報告が指定管理者より提出されましたので、御報告するものです。なお、当報告は、七月五日の文教常任委員会で御説明した内容になります。

2の対象施設は、文教常任委員会所管分としては図書館の三施設で、二ページを御覧ください。対象施設は、令和四年度から、経堂図書館に加え、烏山図書館、下馬図書館で新たに指定管理者制度を導入しており、指定管理者は、烏山図書館が株式会社ヴィアックス、下馬図書館が世田谷TRC・東急コミュニティグループ、経堂図書館が株式会社図書館流通センターでございます。

一ページにお戻りいただき、3の内容につきましては、三ページ以降の別紙で御説明させていただきます。4の公表方法ですが、区ホームページに掲載するとともに、区政情報センター、区政情報コーナーにて閲覧用の冊子を用意しております。

それでは、各施設の事業報告について御説明いたします。お進みいただいで、三ページを御覧ください。初めに、烏山図書館でございます。1の指定管理施設の概要は、記載のとおりでございます。2の業務実績、利用状況に関する事項でございますが、記載のとおりでございます。

おめくりいただきました、3、指定管理に関する業務の収支、4、事業計画書で提案した事業等の実施状況についても記載のとおりでございます。

5、事業実績の評価と改善の取組み、指定管理者による自己評価でございます。指定管理初年度で、まずは基本業務である図書館サービスを安定させることに注力してきました。また、図書館利用者の利便性を高め、図書館サービスの拡充を図るために、サイン表示や展示方法の見直し、新たにSNSを活用した情報発信等による広報の充実、デジタル機材等を活用した講座、イベントの実施

などに取り組んでいる。利用者アンケートの結果、満足度は八割以上が満足とおおむね高評価であったが、要望の多い席の増加などの館内環境の改善を図っていくとともに、駅前という利便性の高い立地環境を生かしながら、地域で活動する団体との連携を進めていくなど、満足度をより一層高めていけるよう取り組みんでいくとありました。

事業実績の評価は記載のとおりでございますが、ここで、七ページに記載されている総合評価の直前の各評価の合計ですけれども、烏山図書館については百点満点にしておりません。これは烏山図書館が出張所や区民センターと併設のところによって施設管理を行っていないために、施設管理の採点分を百点から除いた分で満点を九十二点として評価をさせていただきました。総合評価は七三・九%のAとなりました。

八ページを御覧ください。次は、下馬図書館の御説明になります。指定管理者の概要は、記載のとおりでございます。

2、業務実績、利用状況に関する事項も記載のとおりでございます。
3、指定管理に関する業務の収支、4、事業計画書で提案した事業等の実施状況も記載のとおりでございます。

5、事業実績の評価と改善の取組み、指定管理初年度として、基本業務である図書館サービスを安定的に提供することや、特別展示の複数回実施やデジタルサイネージによる情報発信などで充実した広報活動を行うことができた。施設管理においても法令点検や施設修繕などを適切に行い、防犯カメラの設置や書架のレイアウト変更などを行うことで館内環境を整備した。また、図書館主催の事業のほか、商店会主催の地域イベントでの再利用本等の提供や運営支援、昭和女子大学と連携したワークショップ、工作おはなし会や児童文学作家の講演会等の子ども向け事業を行うことで、地域の団体や教育施設と十分な関係構築を実現できた。今後も、さらなる図書館サービスの充実を図り、適正な

施設管理を行っていくとともに、子ども向け事業に加え、一般向けの事業の実施などにより近隣施設とともに連携して、さらなる図書館利用、読書促進につなげていくとありました。

事業実績の評価は、記載のとおりでございます。こちらも総合評価はAになりました。

さらに進んでいただき、一三ページ以降は経堂図書館になります。経堂図書館の指定管理施設の概要は、記載のとおりでございます。

2、業務実績、利用状況に関する事項も記載のとおりでございます。

3、指定管理に関する業務の収支、4、事業計画書で提案した事業等の実施状況も記載のとおりでございます。

5、事業実績の評価と改善の取組みにつきましては、令和四年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行いながら、ビジネスコーナーの閲覧席をコロナ禍以前の席数に戻し、新たにビジネス本の要約サービスを実施するなど、図書館サービスの充実を図った。また、東京農業大学と図書館それぞれの活動を発信する事業の実施や、大宅壮一文庫所蔵の雑誌等を活用した参加者同士の交流を促す事業、商店街のプログラミング教室より講師を招いた講座を行うなど、様々な地域連携事業を展開した。今後も、さらなる図書館サービスの充実を図っていくとともに、地域に出張して連携事業を実施するなど、非来館者への図書館利用、読書促進にもつなげていくとありました。

一六ページ、6、事業実績の評価については記載のとおりでございますが、こちら一七ページにあるとおり、総合評価はAとなりました。

以上の内容で御報告を受けました。なお、参考までに、一八ページ以降に文教常任委員会以外の他の常任委員会での所管分の施設一覧をおつけしました。

説明は以上になります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、

どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(4)土曜講習会の実施について、本件に関して、山本教育指導課長より説明をお願いします。

○山本教育指導課長 それでは、私から、土曜講習会の実施について御説明いたします。

まず、1、主旨ですが、平成二十四年度から都立高等学校共通入試に向けた問題の演習及び基礎的学力の向上を目的とした土曜講習会を実施してきました。令和五年度からオンラインにより実施することといたしましたので、報告いたします。

次に、2、オンラインにより実施する理由及び主な変更点を説明します。これまでの対面方式では、欠席した場合に再受講ができない、講義日の限られた時間内でのしか質問ができないといった課題があり、実施コースも基礎と発展の二コースだけであり、生徒の習熟度に沿ったコース設定が不十分でした。また、対面式であるため、多くの講師を一度に派遣する必要があり、講師の質の確保に課題がありました。このため、オンライン方式に変更することにより、アーカイブ配信による再受講の機会が確保できたり、基礎、発展コースに加え、標準①、標準②の二コースを新たに追加することにより、生徒の習熟度に沿った講習を設定し、実施できたりするなどの改善を図ります。また、オンライン講習に変更することにより、土曜講習会開催日に学校の教員が行っていた生徒の安全管理や出席確認などの事務負担の軽減も期待できます。

次に、主な変更点について説明いたします。会場、実施方法については、各校での対面講習から各生徒宅にて配付されたタブレットでオンラインによる受

講となります。定員については千名とさせていただきました。過年度実績から定員を算出しています。定員を超えて申込みがあった場合は、状況を見て受講できるよう対応を検討してまいります。教科及びコース、質問への対応、施設管理及び出欠管理、講義の質は、先ほど御説明したとおりでございます。

次に、業務委託先事業者ですが、株式会社エディケーショナルネットワークになります。

最後に、4、今後のスケジュールは、記載のとおりです。

私からの説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(5) 「子どもSOS相談フォーム」の正式運用について、本件に関して、井元学校経営・教育支援担当副参事より説明をお願いします。

○井元学校教育部副参事（学校経営・教育支援担当） 私からは、「子どもSOS相談フォーム」の正式運用について御報告いたします。

初めに、1の主旨でございますが、六月六日の教育委員会において、「子どもSOS相談フォーム」の誤配信について御報告したところですが、このたび正式に運用を開始いたしますので、改めて事業概要やスケジュール等について御報告をさせていただきます。

2の「子どもSOS相談フォーム」についてですが、(1)相談方法については、記載のとおりでございます。

(2)相談受付から対応・報告までの流れと、(3)相談フォームの概要につきましては、二ページの図を御覧ください。まず、児童・生徒がタブレットで送信した相談は教育指導課が受け付けて、児童・生徒の希望によって、学校の教職

員または教育委員会の相談員が面談を行い、その結果を教育指導課が取りまとめるという流れになってございます。

続きまして、三ページを御覧ください。「相談フォームのレイアウト」につきましては、別紙1のとおりでございます。低学年等にも読みやすいようにとの御指摘もございましたので、平仮名、片仮名表記のものと、漢字表記があるものを選択できるような形にしております。別紙1は、平仮名、片仮名表記のものを参考に掲載しております。なお、こちらはテスト用の画面となりますが、本番でも同様の設定といたします。

続きまして、四ページの別紙2を御覧ください。質問と選択肢について、フロー図で御説明をさせていただきます。左上の緑色の四角囲み、1から質問開始となります。回答内容によって矢印の方向に次の質問が展開されていきます。なお、緑色の四角囲みが必須回答、薄ピンク色の四角囲みが任意回答を求める質問でございます。

先ほどの別紙1で、漢字表記を選んだもので御説明をさせていただきます。まず、質問1で相談フォーム開始のAを選択するところから始まり、2で名前、3で学校、4で学年を任意で回答していきます。6で相談したいことを選択肢で回答いたします。

続いて、五ページを御覧ください。左上の質問7で、相談したいことを記述式で回答いたします。質問8では、相談したい相手を選びます。アからエは学校の教職員、オは教育委員会の相談員となっております。また、悩みや相談はあるが今は相談したくないという場合も想定し、選択肢、カを用意しております。学校の教職員を選択しますと質問9に進み、教職員からの声かけの可否、質問10で声かけの場所を選択し、最後に、右の11に進み、送信前の最終確認画面が表示され、回答終了となります。

続きまして、六ページを御覧ください。先ほどの質問8で、オの教育委員会

の相談員を選択すると、質問9で学校へ伝えてよいかと聞く質問が展開されます。ここでアのよいを選択すると、それ以降は先ほどと同様となりますが、続いて、七ページを御覧ください。質問9で、イの学校へ伝えないでほしいを選択すると電話での相談窓口を案内して終了となります。

相談フォームの内容の御説明は以上となります。

続きまして、一ページにお戻りください。③記名についてでございますが、この相談フォームは面談につなげることを目的としているため、自動的に名前と学校から配付しているメールアドレスが送信される設定としております。なお、その旨は、児童・生徒及び保護者に確実に案内してまいります。

(4)その他でございますが、本事業を開始するに当たり、記載した連携機関に情報提供をし、協力を依頼しているところでございます。

最後に、3、スケジュールでございますが、既に校長会への説明及び学校への通知は済ませております。今後、七月十四日以降、児童・生徒へ学校から説明をし、動作確認をした上で、七月十八日に保護者へすぐるにて案内を送信し、夏季休業前に本格運用を開始いたします。

私からの報告は以上となります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(6)児童・生徒の学習の利便性向上に向けた試行的取組みについて、本件に関して、山口教育研究・ICT推進課長より説明をお願いします。

○山口教育研究・ICT推進課長 それでは、私から、児童・生徒の学習の利便性向上に向けた試行的取組みについて御報告させていただきます。

初めに、1主旨についてでございます。令和五年六月十九日に開催されました文教常任委員会における意見を踏まえまして、子どもの意見を生かし、学習の利便性の向上を図ることを主たる目的とした試行的な取組みを実施することといたしましたので、報告いたします。

次に、2、子どもの意見を生かす「せたがやネットフォーラム」の開催についてでございます。目的は、モデル校の児童・生徒が集まり、世田谷区立小・中学校全校の児童・生徒を対象に実施いたしました三万四千人のアンケート結果を基にネットの使用上の課題について話し合い、子どもたちからの意見を取りまとめるものでございます。モデル校は、記載のとおりでございます。

(3)児童・生徒にアンケートを行った内容につきましては、主に携帯電話等の所持、インターネットの利用時間、学校から帰宅してからのインターネットの利用状況等を聞いております。

(4)、(5)の講師及び開催スケジュールについては、記載のとおりでございます。

続きまして、3、子どもの意見を生かした取組みについてでございます。

(1)新しいソフトの導入と検証につきましては、現導入済みのアンブレラでは、個別に閲覧許可を設定できないサイトについて、導入予定でございますアイ・フィルター・アット・クラウドにより、個別に細かく閲覧許可を設定し、学習効果の向上を図っております。そして、モデル校へのソフトの試行的な導入をした上で、子どもたちや教員の意見を踏まえて検証を行ってまいります。

(2)導入予定のソフトは、記載のとおりでございます。

(3)導入する機能については、アイ・フィルター・アット・クラウドは個別に細かく閲覧許可を設定することができる機能がございます。したがいまして、安全性の確認をした上で閲覧を許可し、今まで以上の学習の利便性を図つ

ていくものでございます。

例をお示しいたします。ショッピングの検索ワードを例として挙げますと、今現状のアンブレラでは、ショッピングというカテゴリーに分類されたサイト全体が閲覧不可となっております。しかし、今後、試行的導入をするアイ・フイルター・アット・クラウドでは、ショッピングサイトの購入手続きの画面など、学習に必要なものに絞って個別に制限がかけられます。そのため、今まで以上に閲覧可能な範囲が広がるというところでございます。

最後に、4、今後のスケジュールについてでございます。令和五年九月からモデル校四校に試行的導入を開始いたしまして、令和六年二月に文教常任委員会で活用結果の検証と今後の方針について御報告をいたします。

私からの報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、(7)その他の連絡事項等はございませんか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 本日は、資料配付が二件ございますので、御覧になっておいてください。

次回の教育委員会は、七月二十四日、二十五日の両日とも午前十時から庁議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和五年第十二回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時四十三分閉会